

錦江町の 空き家バンク 事情

空き家を貸したい（売りたい）人、借りたい（買いたい）人をつなぐ「空き家バンク制度」を行っていますが、現在の登録件数は売り物件がわずかに2件という状況です。

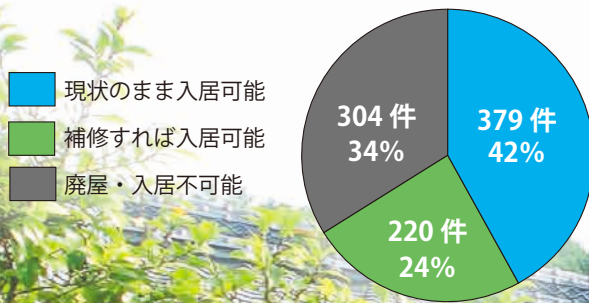
これに対し、空き家を借りたい（買いたい）利用登録者数は10件以上と、空き家の登録が間に合っていない状況です。

今後、空き家を有効活用し、移住を推進するためにも空き家バンクへの物件登録が重要になります。

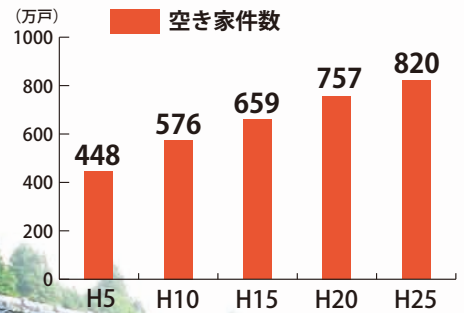
※登録できる物件は「すぐに入居可能な状況」にある家に限りますので、申請のあった空き家は職員が調査してから登録します。

※交渉や契約については当事者間で行うことになり、町は賃貸及び売買等に関する交渉、契約等に関しての仲介は行いません。

平成27年度錦江町空き家実態調査



平成25年住宅・土地統計調査



地域の呼びかけ

「家財道具がそのまま残っている」「仏壇が置いてある」「お盆や正月に帰るので」といった理由がよく聞かれます。

確かに、生まれ育った家や、親が住んでいた家を他人に貸すことは抵抗があるかもしれませんが、亡くなった方の形見の処分や、家をなくすことで、故郷がなくなるような感覚にもなるかもしれません。

しかし、人が住まなくなると家は傷みも早く、そのまま放置し続けると倒壊などの危険性が高まります。

例えば、「一室開かずの間にして収納すれば」「修理しない分、家賃を安くして貸し出せば」など、家の状況に応じて呼びかけられることで、解決への糸口が見えてくるのではないのでしょうか。

あなたの呼びかけが、空き家問題解決への第一歩になるかもしれません。

※錦江町では、空き家バンクに登録されている物件を対象に、リフォームや家財撤去に係る経費を助成(20%補助・上限あり)します。詳しくは政策企画課(☎22-3032)へお問い合わせください。